

令和3年度総社市サテライトオフィス誘致業務委託プロポーザル募集要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として全国的に多くの企業でテレワークが導入され、新しい生活様式が広がる状況下において、首都圏等大都市に所在する企業によるサテライトオフィスの設置がさらに加速化していくことが予測される。総社市（以下「本市」という。）として、サテライトオフィスの開設を促進するため、地方へのサテライトオフィス設置に関心を持つ、主に首都圏等大都市圏の企業等（東京都、大阪府、福岡県等）に対する誘致戦略を策定し、積極的に誘致活動を行い、市内経済の活性化と移住・定住の促進を図るものとする。

2 業務概要

業務概要は、次のとおりとし、詳細は別紙仕様書を確認すること。

・業務内容

- (1) 戦略策定
- (2) イベント企画、フォローアップ など
- (3) PRツールの作成

・業務期間

契約日から令和4年2月28日まで

・委託料

3,000,000円（税込）以内とする。

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 本業務委託の公告日から契約締結日までの間において、本市の指名停止等の措置を受けていないものであること。
- (5) 国税及び県税ならびに市町村税を滞納していないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 今回の業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有するものであること。
- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。

4 選考方法

プロポーザル方式による評価選考

5 応募手続き等

(1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること

- ①本市ホームページからのダウンロード
- ②本市役所魅力発信室の窓口での受け取り

(2) 応募に係る質問

本募集要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により電子メールまたはFAXにて提出すること。

受付期限：令和3年9月24日（金）午後5時必着

提出先：総社市総合政策部魅力発信室 森，河田

T E L 0866-92-8308

F A X 0866-93-9479

Eメール miryoku@city.soja.okayama.jp

回答：質問受付後，3日以内（土日祝日を除く）に，質問者に対して電子メールで回答

(3) 企画提案書等の提出

応募する事業者は，次により企画提案書を持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出すること。

提出期限：令和3年10月1日（金）午後5時必着

郵送の場合は，提出期限内に到着

提出先：総社市総合政策部魅力発信室

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本的事項

本募集要領を熟読のうえ，その内容を踏まえた企画提案書を作成すること。本プロポーザルは，「サテライトオフィス誘致業務」の委託業者選定遂行にあたり，業務体制や関係機関との連携，プロモーション企画，運営について提案を求めるものであり，具体的な内容，成果品の一部を作成及び提出を求めるものではない。

具体的な業務は，契約後に企画提案書に記載された内容を確認し，本市と協議をしながら行うものとする。

(2) 提出書類

【1】委託提案申込書（様式第1号） 1部

【2】提案資格を有していることを証明する書類 1部

（写しでも可）

※現に本市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要。

- ア 法人登記簿の謄本(法人の場合のみ) (発行後 3 か月以内のもの)
- イ 定款又は寄附行為
(全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- ウー 1 直近の国に納付すべき法人税, 消費税及び地方消費税の納税証明書
(法人: その 3 の 3, 個人: その 3 の 2)
(発行後 3 か月以内のもの)
- ウー 2 税情報確認同意書 (様式第 2-1 号)
- ウー 3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は, その理由を記載した申立書 (様式第 2-2 号)
- ※直近とは納付期限が到来しているものを指します。

- 【3】申請する団体の役員等名簿 (様式第 3 号) 1 部
 ※現に本市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要。
- 【4】印鑑証明書 (発行後 3 か月以内のもの) 1 部
- 【5】企画提案書 (様式第 4 号) 7 部
- 【6】事業予算書 (様式第 5 号) 7 部
 各種費目の単価, 内訳及び金額の根拠を記載し, 値引き等の記載は行わないこと。
- 【7】行程表 (任意様式) 提案の行程を具体的かつ詳細に記載すること。
- 【8】実績調書 (様式第 6 号) 7 部
 ※官公庁又は民間から受託した類似業務等の契約実績を記載してください。
- 【9】会社概要, 設立趣旨, 事業内容のパンフレット等提案者の概要が分かるもの 7 部

※企画提案書の作成に係る留意点

- ・ A 4 判両面印刷を基本とし, A 3 判を使用する場合は, 横折込みとする。
- ・ 文字サイズは 12 ポイント以上とすること。
- ・ 提案内容は, 仕様書の業務内容を反映し, その内容の実施にあつての取組, 手法, 体制等について明瞭かつ具体的に記載すること。
- ・ 「仕様書」の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ・ 提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。
- ・ 【5】から【9】は, 順番に一つで綴じること。

7 提案辞退

委託提案申込書 (様式第 1 号) 等を提出した者が, 企画提案を辞退する場合は, 辞退届を持参又は郵送により提出すること。

8 受託者の選定

提案者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後, その内容を審査する。評価の合計点が最も高く, かつ総合配点の 50% 以上であるものを優先交渉権者とし, 次点の者を次点交渉権者とする。ただし, 最も高い評価点を獲得した提案者が 2 以上ある場合は, 経費見積書の見積価格がより低

い者を優先交渉権者とする。

応募多数の場合は、書類審査を実施した上で、プレゼンテーション審査の対象者を決定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。

審査は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(1) 選定基準

令和3年度総社市サテライトオフィス誘致業務委託プロポーザル審査要領により、総合的な評価を行うものとする。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

日時：令和3年10月7日（木）

場所：総社移住・創業サポートセンター

総社市窪木890-4

所要時間：30分（説明20分，質疑10分）

プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

出席者数は、1提案者あたり2名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要な機器は、各提案者で用意すること。

(3) 結果の通知

選定委員会終了後、各提案者宛に書面により速やかに通知する。

9 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

(2) 契約金額

契約金額については、優先交渉権者から新たに見積書を徴取し、市が設定する予定価格の範囲内と確認したうえで決定する。

(3) 契約金額の支払い方法

業務完了時に受託者から提出される経費報告書を基に、業務実施において実際に要した経費等から支払うべき額を確定する精算払いとする。

(4) 契約保証金

総社市契約規則第17条第1項により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、総社市契約規則第17条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 契約保証人

総社市契約規則第19条第1項により、受託者は契約保証人を立てることとする。ただし、総社市契約規則第19条第2項により、市長は契約保証人を立てさせないことができる。

10 スケジュール

プロポーザル実施の公告	令和3年9月16日(木)
実施要領等の配布	令和3年9月16日(木)～令和3年10月1日(金)
質問書の提出期限	令和3年9月24日(金)午後5時まで
委託提案申込書等の提出期限	令和3年10月1日(金)午後5時まで
書類審査※1	令和3年10月5日(火)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年10月7日(木) 午前10:00から(予定)
受託候補者の決定及び通知	令和3年10月12日(火) 予定

※1・・・応募者が4者以上の場合に実施。

1.1 その他の留意点

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ・応募資格がないものが提案したとき
 - ・ひとつの事業者が複数提案したとき
 - ・書類等に虚偽の記載をしたとき
 - ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
 - ・誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
 - ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。
- (2) 企画提案書等を受理した後の提案者により加筆・修正等は原則認めない。
- (3) 企画提案書等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 受託者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。

1.2 問い合わせ先

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市総合政策部魅力発信室 担当 森, 河田

TEL 0866-92-8308

FAX 0866-93-9479

Eメール miryoku@city.soja.okayama.jp